

た状況が含まれた中で、各遺跡から出土していることを考慮する必要がある。

(6) 本遺跡出土の意味

先述してきたように、23号住居から出土した銅製容器は、全国的にも希少な「鉄柄付銅製杓」の容器本体であることが解った。ここでは、本遺跡から出土した意味について考えてみたい。

まず、本遺跡の位置からすると、古代の「山田郡」にあり、郡家の存在を裏付ける遺構・遺物が検出された遺跡はないが、本遺跡の西側には寺の存在を想起させる三彩や瓦塔・瓦を出土した八ヶ入遺跡、古代の大集落および東山道駅路(7世紀後半から8世紀前半)を検出した大道西遺跡・大道東遺跡・楽前遺跡・鹿島浦遺跡、そして北側に漆紙文書(8世紀後半)を出土した矢部遺跡などがあり、共に古代「山田郡」の中心地の一角をなす位置にあると言える。このような周辺の状況からすれば、「鉄柄付銅製杓」の存在は、郡家に関わる希(貴)品とも考えることができる。

一方で、本遺跡23号住居から出土した銅製容器は、「鉄柄付銅製杓」の鉄柄がない容器本体のみが出土した訳で、遺跡内からは鉄柄と思われる遺物は出土していない。この状況は、仮定ではあるが、「鉄柄付銅製杓」として使用された後、鉄柄の脱落等により単なる容器として転用された様が、住居から出土していることを物語っているようにも考えられる。同様に、鉄柄が脱落した状態にあるのは、御園生遺跡例や花前Ⅰ遺跡例、見島ジーコンボ例がある。また、御園生遺跡例や花前Ⅰ遺跡例も住居からの出土であり、本遺跡の状況と同じであることから転用されたものと考えることができよう。

註

- 註1 毛利光俊彦 2005『古代東アジアの金属容器Ⅱ(朝鮮・日本編)』
独立行政法人文化財研究所 奈良文化財研究所
- 註2 岩崎卓也・滝沢 誠 他 1986『武者塚古墳』茨城県新治村教育委員会
- 註3 新井保雄・成島一也 2003『御園生遺跡』財団法人 茨城県教育財団
- 註4 清藤一順・郷堀英司他 1984『常磐自動車道埋蔵文化財調査報告書Ⅱ—花前Ⅰ・中山新田Ⅱ・中山新田Ⅲ—』財団法人 千葉県文化財センター
- 註5 小野忠・斎藤忠 1964『見島総合学術調査報告』山口県教育委員会
乗安和二三 1983『見島ジーコンボ古墳群』山口県教育委員会
乗安和二三 2000『見島ジーコンボ古墳群』『山口県史 資料編 考古1』山口県
- 註6 2007年7月6・7日付け報道記事

第2節 21号住居出土の刻書文字紡錘車について

本調査において、21住居から土器類と共に「米」と「毛」の二文字が刻まれた石製紡錘車が出土していることは、先述の通りである。この刻書文字は珍しく、本県でも刻書文字のある紡錘車は知られているが、本資料のような文字の例はない。ここでは、この刻書文字紡錘車について検討を加えたい。

(1) 出土した住居の概略と出土状況

刻書文字紡錘車を出土した21号住居は、長辺3.05m、短辺2.37m、壁高28cm、床面積5.25㎡を測る横長方形を呈している。床面付近には、大きめな炭化物が多く出土し、焼失住居の可能性もある。カマドは東壁の中央南寄りに位置し、残存状態は極めて良好で、袖石には自然礫および面取りした凝灰岩質の石材を使用している。

住居内での遺物の出土は、カマドとその周辺に多く集中し、特にカマド内における出土状態が極めて良好。刻書文字紡錘車は、カマド右脇の床面付近から出土している。

住居の年代は、出土土器から9世紀第3四半期と考えられ、刻書文字紡錘車もこの時期のものと考えられる。

(2) 刻書文字と刻書文字紡錘車の意味

刻書文字紡錘車は、断面形が逆台形を呈し、上面径4.4cm、下面径3.5cm、厚さ1.6cm、紡茎孔径0.9cm、重さ48.9gを測り、蛇紋岩製で、全面が丁寧に研磨されている。そして、上面に「米」と「毛」の二文字の刻書文字が確認できる。

高島英之氏によると、「毛」の文字は篆書体風の字形で、「米」と「毛」の二文字の刻書文字を紡錘車に併記された例は、これまでのところ全国的にもないという。

文字の意味については、「稲」や「穀」ではなく「米」の文字が記されたことに、作物としての「米」の語の重要性が感じられる。また、「毛」には「土毛」(その土地から産出するもの、土産(どさん)、草木などその土地から生じるもの)の意味があり、派生して広く農産物の意味があるという。

さらに、「米」と「毛」の土毛を意味する文字を記するこ

とにより、農業生産物の豊産を祈願する際に使用した可能性。或いは、紡錘車に「米」と「毛」の文字を併記することで、それらを奉獻することの代用として、この紡錘車が神仏に奉獻された可能性もあるとしている。

第3節 総括

今回の調査で、縄文時代から近現代にまで至る多くの遺構・遺物が検出され、中には「鉄柄付銅製杓」を転用した容器本体や刻書文字紡錘車といった全国的にも希少な遺物が出土している。ここでは、各時代の様相をまとめて総括としたい。

縄文時代

本遺跡1区と鹿島浦遺跡との境となる谷地(低地)を隔てた南西台地上には、大道東遺跡から楽前遺跡および鹿島浦遺跡に跨がる範囲には、中期後半から後期初頭にかけての大集落が存在するが、本遺跡においては集落に関わる遺構は検出されていない。遺物には前期から後期に至る土器の出土はあるものの、希薄な状態にある。

弥生時代

今回の調査では、僅かではあるが中期の遺物が出土している。本遺跡および周辺遺跡の調査においても、中期の遺物が散見できるのみで、集落に関わる遺構の検出はない。しかし、遺物の出土があることからすれば、近い場所に集落が存在することは明らかで、今後の発見を待たざるを得ない。

奈良・平安時代

今回の調査では、8世紀代の住居4軒(8世紀第2四半期:17・29号住居、第3四半期:23号住居、8世紀後半:28号住居)と、8世紀末から9世紀初頭にかかる住居1軒(19号住居)、9世紀代の住居26軒(9世紀第1四半期:12～14・18・20号住居、第2四半期:2・7号住居、第3四半期以前:31号住居、第3四半期:3・6・8～11・16・21・22・24～26号住居、第4四半期:15号住居、9世紀後半:1・27・30号住居、9世紀代:4・5号住居)の計31軒が検出され、8世紀第2四半期にはじまり、9世紀第4四半期までの間で、住居軒数の最も多い時期は9世紀第3四半期であることが解った。

本遺跡の南西に位置する鹿島浦、楽前、大道東の遺跡

では、7世紀末から8世紀代の住居が多く、9世紀代の住居はむしろ少なく減少している状況がある。大道東遺跡でみると、6世紀後半の住居は34軒、7世紀第1～2四半期の住居35軒、7世紀第2～3四半期の住居23軒、7世紀第4～8世紀第1四半期の住居18軒でこの時期まで東山道駅路が使用され、8世紀第2四半期の住居32軒、8世紀第3四半期の住居26軒、8世紀第4四半期の住居28軒、9世紀前半の住居13軒と少なくなり、それ以降の住居は検出されていない。北側の矢部遺跡では、約70軒の住居が検出され、8世紀代よりも9世紀代の住居が多く、本遺跡と同様な傾向にある。周辺の状況を詳細に見なくてはならないが、八ヶ入、大道西、大道東、鹿島浦の各遺跡から検出された東山道駅路の廃絶、さらには山田郡衙との関係の中で、集落の変遷に少しずつ変化が生じていることを窺わせている。

いずれにせよ、本遺跡が古代山田郡の中心地の一角をなす位置にあることは変わらない。そうした中に、希少な「鉄柄付銅製杓」の出土の由縁があると考えすることは、不可思議なことではない。

中・近世以降

中世の掘立柱建物は検出されていないが、陶磁器類は若干出土している。

近世から近代の遺構、特に江戸末から明治初期にかけての溝・土坑からは、多くの陶磁器類が出土した。中でも、1号溝においては江戸時代(18世紀後半以降)の遺物が主体を占め、在地火鉢類は江戸期の良好な資料であり、今後の県内における在地火鉢類を知る貴重な資料と言える。